

(仮称)調布市文化芸術推進ビジョン(案)に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和6年12月10日(月)～令和7年1月20日(月)
- (2) 周知方法 令和6年12月5日号, 20日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所8階文化生涯学習課, 公文書資料室, 各図書館・各公民館・各地域福祉センター,
みんなの広場(たづくり11階)市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階)
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接又は郵送, FAX, Eメールで市役所文化生涯学習課まで提出
※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 10件(4人)

<提出意見の内訳>

全般に対する意見・・・・・・・・・・・・・1件
第1章「策定に当たって」に対する意見・・・・・・・・・・・・・0件
第2章「国及び東京都の動向」に対する意見・・・・・・・・・・・・・0件
第3章「調布市の現況と特性」に対する意見・・・・・・・・・・・・・0件
第4章「計画の内容」に対する意見・・・・・・・・・・・・・9件

・
・

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

全般

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
全般	1	令和2年に実施された調布市民意識調査と、今回のパブリックコメントの資料における調査結果を比較すると、せんがわ劇場の認知度が低下していることが明らかになりました。この事実、劇場の存在が地域住民にとって身近なものとして十分に認識されていないことを示しており、早急な対応が求められると考えます。この背景には以下の課題があると考えられます： ・地域住民との接点や交流の減少。 劇場の取り組みが市民の横のつながりで発信しなくなる状態になっていない。劇場が提供するプログラムの魅力や多様性が市民に伝わりづらい。以下に、せんがわ劇場の認知度向上と地域貢献の強化に向けた提案を申し上げます。担い手の発掘も含めて協働で行うことが良いと考えます。 ・地域密着型広報活動の強化 商店街や地域施設との連携を強化し、劇場ニュースの配架やポスター掲示を再開。SNSや地元メディアを活用したデジタル広報を充実させ、特に若年層へのアプローチを強化。 ・地域交流の場の創出 市民が気軽に参加できるワークショップやイベントを劇場内外で開催し、劇場を市民にとって「行きたくなる場所」にする。地域の文化団体やアーティストとの協働プログラムを増やし、地元文化の発信拠点としての役割を強化。 ・教育機関との連携 市内小中学校や高校との連携を進め、演劇体験プログラムや出張授業を実施。不登校児や障がい者にも参加しやすいプログラムを提供し、専門ノウハウの蓄積、発信を行う。 ・デジタル配信の活用 劇場の公演やワークショップの様子をオンラインで配信し、物理的な制約を超えて認知度を向上させ、交流人口を増やす。デジタルアーカイブを構築し、せんがわ劇場の魅力を広く発信。 ・認知度低下への対応としての地域貢献活動 地域文化イベントへの積極的参加。地域の夏祭りや商店街イベントに劇場が積極的に参加し、移動型パフォーマンスや舞台芸術を通じて市民との接点を増やす。 ・地域文化の担い手としての役割提供 高齢者が持つ経験や知識を活かし、地域文化や伝統芸能の発掘・継承活動を行うプロジェクトの展開。地元の歴史や文化をテーマにした演劇や展示会を共同で企画・実施。 ・アウトリーチ活動の強化 劇場外での演劇ワークショップやパフォーマンスを地域全体に広げ、より多くの市民がせんがわ劇場の活動に触れる機会を提供。 ・地域住民の愛着と認知度の向上 市民が主体的に関わることで、劇場が「市民の劇場」としての認知を広め、地域全体に愛される施設を目指す。 ・多様なニーズの把握 ボランティアを通じて地域住民の声を直接吸い上げ、劇場プログラムに反映することで、多様な市民ニーズに応え、課題解決につなげる。 ・持続可能な運営モデルの構築 ボランティアコーディネート機能を強化し、市民参加型運営により、限られた予算内で多彩なプログラムを実施。調布市文化芸術推進ビジョンがさらに実効性を高め、せんがわ劇場が地域住民にとって親しみやすく誇れる劇場に一步步近づくことを願っています。	せんがわ劇場については、公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団（以下、「財団」という。）が管理・運営を担っており、令和4年度に財団が実施した「芸術・文化に関する市民意識・ニーズ調査」では、せんがわ劇場を知っている割合は65%となっており、平成29年度に実施した同調査の結果と比べ、1.6ポイント上昇しております。 そのような中、財団が策定している基本計画（令和元年度から令和10年度まで）では、地域全体を劇場のステージと捉えた事業展開により、地域の中で息づく劇場を目指すほか、次世代を担う実演家を育成し、持続的に発展する劇場を目指しています。また、普及啓発事業では、市内の児童館や学校等に向けて、ニーズに応じた演劇アウトリーチ事業を実施しているほか、地域連携の取組では、地域の商店会、桐朋学園芸術短期大学、白百合女子大学などと事業を実施することを位置付けながら、せんがわ劇場における各種取組を推進しております。 こうした財団における多彩な取組を踏まえ、本計画においても、財団との更なる連携・協力を位置付け、本計画の将来像「豊かな文化芸術の薫り広がるまち 調布」の実現に向けて、地域の文化資源を生かした取組を推進して参ります。 いただきました調査結果の背景・課題分析に関する御意見については、今後の参考とさせていただきます。

第4章 計画の内容

案	No	御意見等の概要	市の考え方
全体	2	現状の施策と計画の基本的な考え方の中で示されている各施策がほぼ同一であるため、全体的に現状の施策の羅列に見え、現状分析に基づく課題や戦略が明確に示されていないように思われます。このままでは、既存施策の再評価や新規施策の立案に結びつかないのではないかと懸念しております。	計画策定の目的については、「第1章策定に当たって」において考え方を記述していますとおり、これまでの文化芸術の取組を体系的に整理するとともに、関連分野との連携に向けた検討を図りながら、今後も、発展的に文化芸術の推進に取り組んでいくため、中長期的な視点で基本的な方向を示すこととしています。また、施策の評価や新規立案については、「4.推進体制」において考え方を記述していますとおり、計画を着実に推進するため、PDCAマネジメントサイクルによる行政評価と連動した計画の進行管理を推進することとしています。
全体 その他	3	タバコ産業は、文化・芸術の振興と称してスポンサーになるなどして影響力を行使し、文化・芸術関係者にタバコ対策を反対させ、文化・芸術の表現において喫煙シーンをあえて出すなどして、若者の喫煙率を上昇させようとする手法が明らかになっている。WHOタバコの規制に関する枠組み条約5条3項および同ガイドラインにおいて、タバコ産業等による干渉を防止することが行政には求められておりますので、市の責務として、またコンプライアンスの一環として、文化・芸術の振興に当たり、タバコ産業やタバコ屋等のスポンサーシップ・寄付その他の関りは排除いただきますよう、お願いいたします。 映画やドラマの撮影、その他文化・芸術のためと称して、喫煙禁止場所で、俳優等に喫煙させることのないように、撮影等許可をする場合は、関係者に周知を徹底してください。	市は、受動喫煙による健康への悪影響から市民等を守り、次代を担う子どもたちをはじめ誰もが健康に暮らせるまち調布の実現に寄与することを目的として、平成31年3月26日に調布市受動喫煙防止条例を公布し、令和元年7月1日に施行しました。条例では、路上等喫煙禁止区域の指定や、市立の公園や広場、緑地、緑道などでの喫煙を禁止しているほか、市立施設において喫煙を禁止しています(敷地内禁煙)。 引き続き、同条例の趣旨を踏まえながら、市民をはじめ、関係者への周知・啓発の取組を継続するとともに、文化芸術の推進に当たっては、誰もが安全・安心して文化芸術を鑑賞、参加・創造することができる環境整備に取り組んで参ります。
全体 施策	4	施策にアーティストへの「場」の支援の視点を具体的に含めていただきたく考えております。 文化芸術の根幹となる創作や発表、それらを介した交流には場所が不可欠です。しかし、維持するには経済的負担が大きく掛かりますし、調布ではなく作品を発表できる場の集中した東京都心部を活動拠点にせざるを得ないケースもあるのではないのでしょうか。 そこで、アートセンターなど制作や文化芸術の発信を行うことのできる場所の開設、もしくは空き家を活用しアーティスト主導で運営を行い展示やプロジェクト、ワークショップなどを行える制度的な整備などを進めていただきたいと思います。 アーティストが地域に密着して取材と制作を行うアーティスト・イン・レジデンス(黄金町エリアマネジメントセンター、藤沢市アートスペース、PARADISE AIR等)、地域の文化芸術に関連する活動の拠点となるアートセンター・アートラボ(水戸芸術館、アートラボはしもと、アートラボあいち等)、元民家を利用したギャラリースペース(アート/空家 二人、飯島商店、gallery TOWED等)など、公的機関が主導で運営するものから、アーティスト・ラン・スペースとして活動しているものもあります。 作ること、発表すること、人と出会い協働すること、それぞれに必要な「場所」さえあれば実現できるアイディアが潜在しています。 本業(生計の主となる仕事)が文化芸術活動でない人は統計でも見落とされてしまいがちな部分があるので、そういった人々が市内で主体的に関われる場が生まれれば幸いです。	アーティストへの「場」の支援については、施策2「まちの多彩な文化資源を生かした地域の活性化」において、調布市ゆかりの文化人やアーティストを生かし、調布ならではの文化の創造と継承を図っていくこととしています。これまでの取組では、調布にゆかりのある作家と連携した展示「マチトリドリ〜調布を描くイラスト展〜」の実施や「テンジシツプロジェクト」という事業で多様な人々が集まり互いに話をするトークセッションの実施や調布ゆかりのアーティスト等の発掘に向けた取組を実施しています。また、市は、空き家を活用した取組として、空き住宅や空き店舗、共同住宅等の空き室を活用する事業者に対し、多様な交流の場の創出、生活の利便性の向上、コミュニティ活性化等、地域の活動拠点作りを通じたエリアリノベーションの推進を図ることを目的にその空き家等の改修工事の経費の一部を補助する事業(調布市空き家等リノベーションスタートアップ補助金)を実施しています。 いただいた御意見にある他自治体の取組事例については、今後の参考とさせていただきます。

23ページ	5	(1) 将来像 目指す将来像 豊かな文化芸術の薫り広がるまち 調布 この将来像が、調布市が目指す「最終ゴール」であるならば、この案は、抽象的な標語ではないでしょうか。もう少し誰にでも明確に分かる将来像にしていただきたいです。豊かな文化芸術の薫りが広がることにより、何が達成できるのか分かりにくいです。同23ページにて「身近なまちの生活において文化を感じられるまちとなることを目指し」と説明されていますが、「文化を感じられるまち」となった結果＝調布市がこのビジョンによって創造したい社会的価値は何か分かりません。	目指す将来像については、これまでの取組を踏まえ、市の文化芸術の更なる発展に向けて「調布市文化芸術推進ビジョン策定検討委員会」において、有識者である各委員の専門的な視点で御意見をいただきながら、地域の特性に応じた検討を進めて参りました。 社会的価値については、「第2章国及び東京都の文化芸術政策の動向」に記述しています考え方を踏まえ、本計画では、文化芸術の「本質的価値」だけでなく、文化芸術がもたらす「社会的・経済的価値」の推進に向けて、法で規定された他の関連分野との連携の理念に則り、各施策を位置付け、文化芸術を推進することとしています。
24ページ	6	2) 施策の体系と基本的な考え このページは、「各施策を全て実施すると目指す将来像が達成できる」ということを表したページでしょうか？最終ゴールと具体的な活動（手段）しかない印象です。最上位の「目指す将来像」も具体的になく曖昧ですが、その将来像を達成するための、中間にあるべき、機能強化の柱や各施策の具体的な活動の直接の成果が見えない考え方・伝え方になってはいませんか。	目指す将来像と各施策の位置付けについては、これまでの取組を踏まえ、市の文化芸術の更なる発展に向けて「調布市文化芸術推進ビジョン策定検討委員会」において、有識者である各委員の専門的な視点で御意見をいただきながら、地域の特性に応じた施策体系を検討して参りました。また、施策の成果については「4.推進体制」において考え方を記述していますとおり、計画を着実に推進するため、行政評価と連動した計画の進行管理を推進します。
25～38ページ 施策1	7	施策1 共生社会の充実 ・施策の内容が①から④まであり、内容が多岐にわたっているため、全体的に幅が広すぎる印象を受けます。また、『共生社会』という言葉は、人によって解釈や受け止め方が異なる場合があります、施策の内容①から④の中の『共生社会』という言葉が様々な解釈や受け止め方とならぬよう、多くの方に意図がきちんと伝わる言葉に変更することも含めてご検討いただきたいと思います。	共生社会については、市は、東京2020大会の開催を契機に、市内外の多くの方々が障害に対する理解を深め、一人一人が寄り添い、手を取り合って暮らせる共生社会を充実させたいという思いを込めて、「パラハートちょうふ つなげよう、ひろげよう、共に生きるまち」を標榜し、福祉やスポーツ分野をはじめ、多岐にわたる事業を通じて、共生社会の一層の充実に取り組んでいます。この考えを更に発展させるため、市基本計画では、3つのまちづくりの基本理念の一つに「共生の充実」を位置付け、全ての人が障害の有無、国籍、性別などによって分け隔てられることなく、一人一人の個性が尊重され、暮らしやすいまちを目指すこととしており、文化芸術を通した共生社会の充実に向けた取組を推進して参ります。
38ページ 施策1④	8	「④市民誰もに関かれた文化施設の整備」の中の「新たなグリーンホールの整備」について、新たなグリーンホールは、このビジョンの象徴ともいえるべき施設を目指すということになるのではないのでしょうか。施策1の中に埋もれるのではなく、もう少し前面に打ち出していただきたいです。 ・「④市民誰もに関かれた文化施設の整備」「誰もに」の部分、やや不自然な印象を受けました。「すべての市民に関かれた文化施設の整備」などご検討ください。	「新たなグリーンホールの整備」については、第3章調布市の現況と特性において、現状では施設を取り巻く課題を踏まえ、新たにぎわいを創出するため、整備に向けた検討を進めています。なお、第4章計画の施策1④文化芸術活動の場となる環境整備では、「市民の文化芸術活動の拠点である文化施設を誰もが安全・安心して快適に利用することができる施設整備を推進します。」としています。
49ページ 施策3	9	施策3 多様な主体 『多様な主体』という言葉は、なじみがないため、より分かりやすい表現に変更していただけると多くの方に伝わりやすくなるのではないかと思います。	「多様な主体」については、様々な法律の条文や国及び都の計画はもとより、市の行政計画等で使用していますが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
55ページ 施策4	10	施策4 有機的な連携 『有機的な連携』とは、どのような連携を指すのでしょうか。より具体的に分かりやすい表現に変更していただけると多くの方に伝わりやすくなるのではないかと思います。	「有機的な連携」については、国語辞典によると「異なる役割を持った様々な部門が1つの目標の達成に向けて相互作用する補完関係」とされています。いただいたご意見のとおり伝えたいことを分かりやすく長い文章であっても表現すべきケースと、伝えたいことを端的に言い表すべきケースがあると認識しており、「文化芸術基本法」や「こども基本法」を含め、様々な法律の条文や国及び都の計画はもとより、市の行政計画等で「有機的な連携」という用語を使用していますが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。